

一、最新中国法令

● 关于企业年金、职业年金个人所得税有关问题的通知

【发布单位】财政部、人力资源和社会保障部、国家税务总局

【发布文号】财税〔2013〕103号

【发布日期】2013-12-06

【内容提要】根据该通知，自2014年01月01日起，实施企业年金、职业年金个人所得税递延纳税优惠政策。该政策主要内容如下：

1. 在年金缴费环节，对单位根据国家有关政策规定为职工支付的企业年金或职业年金缴费，在计入个人账户时，个人暂不缴纳个人所得税；个人根据国家有关政策规定缴付的年金个人缴费部分，在不超过本人缴费工资计税基数的4%标准内的部分，暂从个人当期的应纳税所得额中扣除。
2. 在年金基金投资环节，企业年金或职业年金基金投资运营收益分配计入个人账户时，暂不征收个人所得税。
3. 在年金领取环节，个人达到国家规定的退休年龄领取的企业年金或职业年金，按照“工资、薪金所得”项目适用的税率，计征个人所得税。

【备注】中国目前的养老保险体系，主要包括基本养老保险、补充养老保险和个人储蓄性养老保险三个层次，其中，补充养老保险包括企业年金和职业年金。

- 企业年金主要针对企业，是指根据《[企业年金试行办法](#)》（原劳动和社会保障部令第20号）等相关规定，企业及其职工在依法参加基本养老保险的基础上，自愿建立的补充养老保险制度。
- 职业年金主要针对事业单位，是指根据《[事业单位职业年金试行办法](#)》（国办发[2011]37号）等相关规定，事业单位及其职工在依法参加基本养老保险的基础上，建立的补充养老保险制度。

【法令全文】请点击以下网址查看：
关于企业年金、职业年金个人所得税有关问题的通知

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c608717/content.html>

一、最新中国法令

● 企業年金、職業年金個人所得稅関連問題に関する通知

【発布機関】財政部、人的資源社会保障部、国家稅務總局

【発布番号】財稅[2013]103号

【発布日】2013-12-06

【概要】本通知によると、2014年1月1日から、企業年金、職業年金の個人所得稅繰延納付の優遇政策を実施する。当該政策の主な内容は以下の通りである。

1. 年金の費用納付段階において、事業者が国の関連政策規定に基づき従業員のために支払う企業年金または職業年金の費用納付について、個人口座に算入する際、個人は差し当たり個人所得稅を納付しない。個人が国の関連政策規定に基づき納付する年金の個人負担部分について、本人が納付する賃金課稅基數の4%を超えない基準内の部分は、差し当たり個人の当期課稅所得額から控除する。
2. 年金基金の投資段階において、企業年金または職業年金の基金投資運營收益の配当を個人口座に算入する際、差し当たり個人所得稅を徴収しない。
3. 年金の受取段階において、個人が国の定める定年退職年齢に達した際に受け取る企業年金または職業年金については、「賃金、給与所得」項目に適用される稅率に基づき、個人所得稅を計算徴収する。

【備考】中国の現在の養老保險体系には、主に基本養老保險、補充養老保險と個人貯蓄型養老保險の三つが含まれており、その中、補充養老保險には企業年金と職業年金が含まれている。

- 企業年金は主に企業に対するものであり、「[企業年金試行弁法](#)」（旧労働社会保障部令第20号）などの関連規定に基づき、企業およびその従業員が法に従って加入する基本養老保險を基礎として、自発的に構築した補充養老保險制度を指す。
- 職業年金は主に事業単位に対するものであり、「[事業單位職業年金試行弁法](#)」（国弁發[2011]37号）などの関連規定に基づき、事業單位およびその従業員が法に従って加入する基本養老保險を基礎として、構築した補充養老保險制度を指す。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
企業年金、職業年金個人所得稅関連問題に関する通知

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c608717/content.html>

相关负责人就企业年金、职业年金个人所得税问题
答记者问

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2273/c608690/content.html>

● **关于企业维简费支出企业所得税税前扣除问题的公告**

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国家税务总局公告 2013 年第 67 号
【发布日期】2013-11-28
【实施日期】2013-01-01
【出台背景】2011 年，国家税务总局发布了《[关于煤矿企业维简费和高危行业企业安全生产费用企业所得税税前扣除问题的公告](#)》（国家税务总局公告 2011 年第 26 号），明确了煤矿企业维简费的税务处理。但该公告只针对煤矿企业，其他按规定提取维简费的企业如何进行税务处理并没规定，针对这一问题，国家税务总局发布了该公告。

【内容提要】根据该公告，企业实际发生的维简费支出，属于收益性支出的，可作为当期费用税前扣除；属于资本性支出的，应计入有关资产成本，并按企业所得税法规定计提折旧或摊销费用在税前扣除。企业按照有关规定预提的维简费，不得在当期税前扣除。

【备注】维简费，是指企业用于维持简单再生产所发生的费用。

【法令全文】请点击以下网址查看：
关于企业维简费支出企业所得税税前扣除问题的公告

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c606710/content.html>

关于《企业维简费支出企业所得税税前扣除问题的公告》的解读

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2273/c606731/content.html>

● **征信机构管理办法**

【发布单位】中国人民银行
【发布文号】中国人民银行令〔2013〕第 1 号
【发布日期】2013-11-15
【实施日期】2013-12-20
【内容提要】该办法作为《[征信业管理条例](#)》的配套制度，以规范征信机构设立、变更和终止为主线，以征信机构公司治理、风险防控和信息安全为管理重点，进行了具体的制度设计。为了充分保护

企业年金、职业年金个人所得税的问题について記者
からの問いかけに対する関係責任者の回答

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2273/c608690/content.html>

● **企業単純再生産維持費支出に伴う企業所得税税引前控除の問題に関する公告**

【発布機関】国家税務総局
【発布番号】国家税務総局公告 2013 年第 67 号
【発布日】2013-11-28
【実施日】2013-01-01
【発布背景】2011 年に国家税務総局は「[炭鉱企業単純再生産維持費と高危険度業種企業安全生産費用の企業所得税税引前控除の問題に関する公告](#)」(国家税務総局公告 2011 年第 26 号)を発布し、炭鉱企業単純再生産維持費に関する税務処理を明確にした。ただし、当該公告は炭鉱企業のみを対象としたものであり、その他の規定に従って単純再生産維持費を計上する企業がどのように税務処理を行うかについては規定がなかったため、当該問題について、国家税務総局は本公告を発布した。

【概要】本公告によると、企業に実際に生じた単純再生産維持費の支出は、収益性支出に該当する場合、当期費用として税引前控除を行うことができる。資本性支出に該当する場合は、関連資産コストに算入し、企業所得税法の規定に基づいて減価償却または償却費用を計上し、税引前控除を行わなければならない。企業が関連規定に基づいて引き当てる単純再生産維持費は、当期に税引前控除を行ってはならない。

【備考】単純再生産維持費とは、企業が単純再生産を維持するために発生する費用を指す。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
企業単純再生産維持費支出に伴う企業所得税税引前控除の問題に関する公告

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c606710/content.html>

「企業単純再生産維持費支出に伴う企業所得税税引前控除の問題に関する公告」に関する解説

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2273/c606731/content.html>

● **信用調査機構管理弁法**

【発布機関】中国人民銀行
【発布番号】中国人民銀行令〔2013〕第 1 号
【発布日】2013-11-15
【実施日】2013-12-20
【概要】本弁法は、「[信用調査業管理条例](#)」の関連制度として、信用調査機構の設立、変更および終了の規範化を主軸とし、信用調査機構の会社管理、リスクの防止・管理および情報安全を管理の重点として、具体的

个人信息主体的合法权益，该办法完善了如下方面：

- 个人征信机构设立时所应具备的条件。明确要求设立个人征信机构，要严格遵守《征信业管理条例》规定的条件，应具有健全的组织机构、完善的业务操作、安全管理、合规性管理等内控制度，且信用信息系统应当符合国家信息安全保护等级二级或二级以上标准。
- 个人征信机构市场退出程序。着重解决了数据库处理流程和征信机构退出流程的衔接问题。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.pbc.gov.cn/publish/tiaofasi/274/2013/20131203152618446381432/20131203152618446381432_.html

● 关于完善废弃电器电子产品处理基金等政策的通知

【发布单位】财政部、环境保护部、国家发展和改革委员会、工业和信息化部

【发布文号】财综〔2013〕110号

【发布日期】2013-12-02

【内容提要】该通知旨在完善废弃电器电子产品处理基金等政策，包括将已建成的优质废弃电器电子产品处理企业纳入基金补贴范围、调整完善各省（区、市）废弃电器电子产品处理发展规划、明确基金补贴企业退出规定、全面公开废弃电器电子产品处理信息。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://zhs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201312/t20131206_1021238.html

● 节能产品惠民工程节能工业产品推广信息监管核查实施方案

【发布单位】工业和信息化部、财政部、国家发展和改革委员会

【发布文号】工信部联节〔2013〕479号

【发布日期】2013-12-02

【内容提要】该方案明确了监管对象（购买或使用节能工业产品的单位或企业，以及列入节能产品惠民工程推广目录的节能工业产品生产企业）及其责任，规范了监管核查内容和监管核查程序，提出了对违规行为的处罚措施和保障措施。

な制度設計を行った。個人情報主体の適法權益を十分に保護するため、本弁法は以下の点を整備した。

- 個人信用調査機構を設立する際の必要条件。個人信用調査機構の設立に対し、「信用調査業管理条例」が定める条件を厳格に遵守すること、整備された組織機構、完備された業務処理、安全管理、コンプライアンス管理などの内部統制制度を具備すること、且つ信用情報システムが国の情報安全保障等級二級または二級以上の基準を満たすことを明確に求めた。
- 個人信用調査機構の市場からの退出手順。データベース処理手順と信用調査機構の退出手順の関連性問題を重点的に解決した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.pbc.gov.cn/publish/tiaofasi/274/2013/20131203152618446381432/20131203152618446381432_.html

● 廃棄電器電子製品処理基金などの政策整備に関する通知

【発布機関】財政部、環境保護部、国家發展改革委員会、工業情報化部

【発布番号】財綜〔2013〕110号

【発布日】2013-12-02

【概要】本通知の趣旨は、廃棄電器電子製品処理基金などの政策の整備であり、これには既に立ち上げられた優れた廃棄電器電子製品処理企業を基金補助対象とすること、各省（区、市）の廃棄電器電子製品処理發展計画を調整整備すること、基金補助企業の退出規定を明確にすること、廃棄電器電子製品処理情報を全面公開することが含まれる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://zhs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201312/t20131206_1021238.html

● 省エネ製品社会奉仕プロジェクト省エネ工業製品普及情報監督管理検査实施方案

【発布機関】工業情報化部、財政部、国家發展改革委員会

【発布番号】工信部聯節〔2013〕479号

【発布日】2013-12-02

【概要】本方案は監督管理対象（省エネ工業製品を購入または使用する事業者あるいは企業、および省エネ製品社会奉仕プロジェクト普及目録にリストアップされた省エネ工業製品製造企業）およびその責任を明確にし、監督管理検査内容と監督管理検査手順を規範化し、規則違反行為に対する処罰措置と保障措置を提起した。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n12843926/n13917012/15747505.html>

● [关于印发 2013 年度外商投资企业财务会计决算报表的通知](#)

【发布单位】财政部
【发布文号】财企〔2013〕323 号
【发布日期】2013-10-23
【内容提要】该通知发布了外商投资企业向财政部门报送年终财务会计决算报表的统一格式，适用于具有法人资格、独立核算、并能够编制完整会计报表的外商投资企业填报。
【备注】财政部同期发布了《[关于印发 2013 年度企业财务会计决算报表的通知](#)》（财企〔2013〕322 号）。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://qys.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/gongzuotongzhi/201311/t20131113_1011224.html

● [北京市地方税务局税收票证管理办法（北京）](#)

【发布单位】北京市地方税务局
【发布文号】北京市地方税务局公告 2013 年第 12 号
【发布日期】2013-11-19
【实施日期】2014-01-01
【内容提要】与之前的规定相比，该办法重新界定了税收票证的定义；简并了票种，对税收票证种类体系予以完善；增设了各税种通用的税收完税证明等。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1332908.htm>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● [中国《商标法》大幅修改，诸多要点，诸多亮点！（连载之一/共两篇）](#)

针对现行《[中华人民共和国商标法（2001 年修正）](#)》（以下简称“《商标法（2001 年修正）》”）实施过程中，商标注册程序繁琐、商标确权时间过长、

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n12843926/n13917012/15747505.html>

● [2013 年度外商投资企业财务会计决算报告书的公布に関する通知](#)

【発布機関】財政部
【発布番号】財企〔2013〕323 号
【発布日】2013-10-23
【概要】本通知は、外商投資企業が財政部門へ提出する年度末財務会計決算報告書の統一様式を発布し、法人資格を具備し、独立採算制で、完全な財務諸表を作成できる外商投資企業の記入申告に適用する。
【備考】財政部は同時期に「[2013 年度企業財務会計決算報告書の公布に関する通知](#)」（財企〔2013〕322 号）を発布した。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://qys.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/gongzuotongzhi/201311/t20131113_1011224.html

● [北京市地方税务局税务传票管理办法（北京）](#)

【発布機関】北京市地方税务局
【発布番号】北京市地方税务局公告 2013 年第 12 号
【発布日】2013-11-19
【実施日】2014-01-01
【概要】これまでの規定と比べ、本弁法は税務伝票の定義を改めて確定した。伝票の種類を簡潔にまとめ、税務伝票の種類体系を整備した。各税目共通の税務納税証明などを追加設定した。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1332908.htm>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● [中国「商標法」の大幅改正における多くの要点と注目点（連載その一/全二回）](#)

現行の「[中華人民共和國商標法（2001 年改正）](#)」（以下、「商標法（2001 年改正）」という）の実施過程における、商標登録の手順が煩雑であり、商標の権利確

驰名商标滥用、商标恶意抢注和商标领域的不正当竞争现象较为严重、商标侵权现象未能得到有效遏制、注册商标专用权保护有待加强等问题，2013年08月30日，中国十二届全国人大常委会第四次会议第三次审议通过并公布了《关于修改<中华人民共和国商标法>的决定》（以下简称“《新商标法》”），对现行《商标法》进行第三次修正¹，《新商标法》将于2014年05月01日起施行。为方便企业理解，律师在此就本次修改的要点和亮点进行简要梳理和归纳。

認までの所要時間が長過ぎ、驰名商标の濫用、商標の冒認出願および商標分野での不正競争の状況が深刻で、商標権侵害状況が効果的に抑止されていない、登録商標専用権保護を強化しなければならないなどの問題について、2013年8月30日の中国第十二期全国人民代表大会常務委員会第四次會議第三次審議で「『中華人民共和國商標法』の改正に関する決定」（以下、「新商標法」という）が可決、公布された。現行の「商標法」に対する三回目の改正¹であり、「新商標法」は2014年5月1日から施行される。企業の立場から見て理解しやすいよう、今次改正の要点および注目点を以下のとおり簡潔に整理しまとめた。

一、修改要点

本次修改既涉及“商标注册程序优化”内容，也涉及“商标权利实体保护”内容，共计53处，律师在此将其要点归纳如下：

一、改正の要点

今次改正は「商標登録手順の効率化」の内容や、「商標権利実体保護」の内容等、計53ヶ所におよぶものである。その要点を下表にまとめた。

修改要点	《商標法》 (2001年修正)	《新商標法》
扩大注册商标的标志类型 ²	- 申请注册的商标需为“可视性标志”。	- 不再单纯强调“可视性”，只要具有显著特征、便于识别商品或服务来源的可视性或非可视性标志（包括“声音”等要素）都可申请注册商标。 - 虽然如此，禁止使用国歌、军歌等标识作为商标。
厘清驰名商标认定和使用制度 ³	- 对如何认定驰名商标，相关制度不够完善。 - 对驰名商标的应用范围规定不清，驰名商标容易被滥用。	- 驰名商标的认定遵循“个案认定、被动保护”的原则 ⁴ 。 - 将实践中驰名商标认定的五类程序（商标注册审查、商标争议处理、查处商标侵权案件、商标民事、行政案件审理程序）以法律形式予以明确。 - 禁止将他人驰名商标作为企业字号使用。 - 禁止将“驰名商标”字

改正要点	「商標法」 (2001年改正)	「新商標法」
登録商標の表示種類を拡大した ² 。	- 出願する商標は「目に見える表示」でなければならない。	- 単に「可視性」のみを強調することはせず、顕著な特徴、商品またはサービスの由来を識別する際の助けとなる可視性もしくは非可視性の標識（「音声」などの要素を含む）を備えてさえいれば、いずれも商標出願が可能である。 - 以上のとおりであるが、国家、軍歌などを使用した標識を商標とすることは禁じられている。
馳名商標の認定および使用の制度を整理し明確にした ³ 。	- 馳名商標をどのように認定するかについては、関連制度の整備が不足している。 - 馳名商標の適用範囲についての規定が不明確であり、馳名商標が容易に濫用さ	- 馳名商標の認定は「個別認定、受動的保護」の原則を遵守する ⁴ 。 - 実務における馳名商標認定の五つの手順（商標登録審査、商標紛争処理、商標権侵害事件の取締り、商標民事、行政事件の審理手順）を法律の形で明確にした。 - 他者の馳名商標を企業の商号に使用することを禁止する。 - 「馳名商標」の文字を商

¹ 現行《商標法》于1982年制定，1993年第一次修订，2001年第二次修订。

² 現行の「商標法」は1982年に制定され、1993年に1回目、2001年に2回目の改正が行われた。

³ 請参见《新商標法》第8条和第10条。

⁴ 「新商標法」第8条および第10条を参照のこと。

⁵ 請参见《新商標法》第13、14、45、53条和第58条。

⁶ 「新商標法」第13、14、45、53条および第58条を参照のこと。

⁷ 该原则含义：认定机关不得主动适用法律规定认定驰名商标。只有当事人在商标案件中提出保护其驰名商标的申请后，才可以适用相应的法律规定。此外，该认定结果仅对该案件有效。

⁸ 本原則の意味：認定機関は自発的に法律規定を適用して馳名商標を認定してはならない。当事者から商標案件において自己の馳名商標の保護に関する申請があった場合に限り、関連する法律規定を適用することができる。この他、かかる認定結果は当該案件に限り有効である。

		样用于商品、商品包装或容器上或广告宣传，否则将被处以 10 万元罚款。
禁止恶意抢注，体现商标注册诚信原则 ⁵	- 只规定代理人或者代表人未经授权不得以自己的名义将被代理人或者被代表人的商标进行注册。	- 明确规定除代理人、代表人外，其他明知他人先使用相关商标存在（但未注册）的，不得将其未注册的商标予以申请注册。
规范商标代理活动 ⁶	- 未对商标代理机构的代理活动进行规范。	- 规定了商标代理机构在代理活动中的义务，包括遵循诚实信用原则、保守委托人商业秘密、不得抢注商标等。 - 规定了对商标代理机构违纪、违法行为的处罚。
简化商标注册程序 ⁷	- 一份申请仅可针对一个类别的商品申请注册一个商标。	- 一份申请可就多个类别的商品申请注册同一商标。 - 同时，商标注册申请可以数据电文方式提出。
增加商标审查时限的规定，完善商标注册异议制度 ⁸	- 未规定商标注册审查时限。 - 任何人均可对初步审定的商标提出异议。 - 未规定商标注册异议/复审的	- 对申请注册的商标，商标局应在 9 个月内审查完毕。 - 按照事由性质对商标注册异议人进行分类。 - 明确商标注册异议/复审的处理时限，并按照异议结果区分后续救济方式。

	れる。	品、商品包装もしくは容器において、または広告宣伝に使用することを禁止し、違反した場合は 10 万円の罰金に処す。
冒認出願を禁止し、商標登録の信義誠実の原則を体現した ⁵ 。	- 代理人または代表者は授權を得ることなく自己の名義で被代理人または被代表者の商標を登録してはならないとのみ規定している。	- 代理人、代表者を除き、他に関連商標を他者が先行使用している（ただし、未登録）ことを知っていた場合は、その未登録商標を出願してはならないことを明確に規定した。
商標代理活動を規範化した ⁶ 。	- 商標代理機構の代理活動について規範化されていない。	- 商標代理機構の代理活動における義務を規定した。それには信義誠実の原則の遵守、依頼者の商業秘密の守秘、商標の冒認出願の禁止などが含まれる。 - 商標代理機構の規則違反、違法行為に関する処罰を規定した。
商標登録手順を簡素化した ⁷ 。	- 一つの申請書では一分類の商品に関する一商標の登録申請のみができる。	- 一つの申請書で複数の分類の商品についての同一商標の登録申請ができる。 - 同時に、登録商標申請はデータグラム方式で行うことができる。
商標審査期限に関する規定を追加し、商標登録の異議制度を	- 商標登録の審査期限を規定していない。 - 如何なる者も均しく初期査定の商標に対し異議を申し立てることができる。 - 商標登録の異議、再審査の処理期	- 出願のあった商標について、商标局は 9 ヶ月以内に審査を完了しなければならない。 - 事由の性質に応じて商標登録異議申立人を分ける。 - 商標登録の異議、再審査の処理期限を明確にし、異議の結果に応じて以後の救济方式を区分する。

⁵ 请参见《新商标法》第 15 条。

⁵「新商標法」第 15 条を参照のこと。

⁶ 请参见《新商标法》第 18、19、20 条和第 68 条。

⁶「新商標法」第 18、19、20 条および第 68 条を参照のこと。

⁷ 请参见《新商标法》第 22 条。

⁷「新商標法」第 22 条を参照のこと。

⁸ 请参见《新商标法》第 28、33、34 条和第 35 条。

⁸「新商標法」第 28、33、34 条および第 35 条を参照のこと。

	处理时限。	
调整申请商标续展期限 ⁹	- 注册商标有效期满需要继续使用的，应在期满前6个月内提出。	- 注册商标有效期满需要继续使用的，应在期满前12个月内提出。
增加商标使用许可备案对抗效力规定 ¹⁰	- 许可他人使用其注册商标的，仅规定应办理商标许可合同备案，未按规定备案行为的法律效力。	- 许可他人使用其注册商标的，该许可未经备案，不得对抗善意第三人。
严格区分商标权撤销和无效制度 ¹¹	- 对于商标权的取得存在瑕疵的情形，由商标局撤销该注册商标。 - 自被撤销注册商标之日起，不再保护该商标的专有权。	- 对于商标权的取得存在瑕疵的情形，区分不同情况，由商标局或商标评审委员会（以下简称“商评委”）宣告该注册商标无效。 - 被宣告无效的注册商标，该注册商标专用权视为自始不存在。
完善商标使用的管理	—	- 规定商标使用是“用于识别商品来源的行为”，明确了商标法意义上“商标使用”的概念。 - 对于自行改变注册商标、注册人名义、地址或者其他注册事项的商标使用不当行为，经工商部门责令限期改正而

整備した ⁸ 。	限を規定していない。	
商標の更新期間を調整した ⁹ 。	- 登録商標の存続期間満後も継続して使用する必要がある場合、期間満了前6ヶ月から満了の日までに更新の申請をしなければならない。	- 登録商標の存続期間満了後も継続して使用する必要がある場合、期間満了前12ヶ月から満了の日までに更新の申請をしなければならない。
商標使用許諾届出の對抗効力に関する規定を追加した ¹⁰ 。	- 他者への自己の登録商標の使用許諾については、商標許諾契約の届出手続を行わなければならないとのみ規定されており、届出行為の法的効力については規定されていない。	- 他者への自己の登録商標の使用許諾について、当該許諾が届出されていない場合、善意の第三者に対抗することができない。
商標権の抹消および無効の制度を厳格に分けた ¹¹ 。	- 商標権の取得に瑕疵が存在する状況については、商标局が当該登録商標を抹消する。 - 登録商標が抹消された日から、以後当該商標の専用権は保護されない。	- 商標権の取得に瑕疵が存在する状況については、個々の状況別に、商标局または商標審査委員会（以下、「商评委」という）が当該登録商標の無効を宣告する。 - 無効が宣告された登録商標については、当該登録商標専用権は初めから存在しなかったものと見なされる。
商標使用に関する管理を整備した。	—	- 商標使用とは「商品由来の識別に用いる行為」と規定し、商標法の意味における「商標使用」の概念を明確にした。 - 無断で登録商標、登録者名義、住所またはその他の登録事項を変更するという商標使用の不正行為に対し、工商部門に

⁹ 请参见《新商标法》第40条。

⁹ 「新商標法」第40条を参照のこと。

¹⁰ 请参见《新商标法》第43条。

¹⁰ 「新商標法」第43条を参照のこと。

¹¹ 请参见《新商标法》第44-47条。

¹¹ 「新商標法」第44-47条を参照のこと。

		拒不改正的，由商标局撤销其注册商标。 - 注册商标退化成为其核定使用商品、服务的通用名称的，任何人可以向商标局申请撤销该注册商标。
加强商标专用权保护，首次规定了惩罚性赔偿制度 ¹²	—	- 增加“侵犯商标权行为”的种类。 - 增加商标合理使用抗辩，明确未注册商标的在先使用权制度 ¹³ 。 - 明确赔偿原则，即依次以实际损失、侵权所得、参照许可费推算的序位进行赔偿。损失无法确定时，法院最高可裁量赔偿 300 万人民币。 - 对恶意侵权最高可以处 3 倍赔偿。 - 减轻商标专用权人的举证负担等。

(里兆律师事务所 2013 年 12 月 06 日编写)

		よる期限付の是正命令にもかかわらず是正を拒否した場合、商標局がその登録商標を抹消する。 - 登録商標がその使用を認められた商品、サービスの通称となった場合、如何なる者も商標局に対し当該登録商標の抹消を申し立てることができる。
商標専用権保護を強化し、初め懲罰的賠償制度を定めた ¹² 。	—	- 「商標権侵害行為」の種類を追加した。 - 商標に関する抗弁権の合理的な使用を追加し、未登録商標の先使用权制度を明確にした ¹³ 。 - 賠償原則を明確にし、順を追って実際の損失、権利侵害所得、許諾料に照らした推算の順位で賠償を行う。損失が確定不能である場合、裁判所は最高で賠償 300 万人民币の裁量が可能である。 - 悪意の権利侵害に対しては最高で 3 倍の賠償に処することができる。 - 商標専用権者の立証負担などを軽減する。

(里兆法律事務所が 2013 年 12 月 06 日付で作成)

¹² 请参见《新商标法》第 57~60 条和第 63、64 条。

¹² 「新商標法」第 57~60 条および第 63、64 条を参照のこと。

¹³ 根据《新商标法》第 59 条第 3 款：“商标注册人申请商标注册前，他人已经在同一种商品或者类似商品上先于商标注册人使用与注册商标相同或者近似并有一定影响的商标的，注册商标专用权人无权禁止该使用人在原使用范围内继续使用其商标，但可以要求其附加适当区别标识。”

¹³ 「新商標法」第 59 条第 3 項によると、「商標登録者の商標出願前に、他者が同一商品または類似商品において商標登録者より先んじて登録商標と同じもしくは近似し、一定の影響を及ぼす商標を使用していた場合、登録商標専用権者は当該使用者がかかる商標を現在の使用範囲において継続使用することを禁止する権利を持たないが、それに対し適当な区別するための標識を付加するように要求することができる」。